

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 8 年 3 月 3 1 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和8年1月23日から令和8年2月22日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>国が行うGHS分類で、新たに発がん性の区分が区分1に該当するとされた物質について疑義が生じた場合、発がん性に関する情報を収集し、NITEへ意見を提出して再検討を求める必要があります。しかしながら、これらの手続には相当の時間を要します。</p> <p>このため、最終的に区分1に該当しないと判断される可能性のある物質であっても、令和9年3月31日までに判断が示されないおそれがあり、その場合には、令和10年度において発がん性物質として取り扱われることとなります。</p> <p>がん原性物質であった期間に記録等を作成した場合は、がん原性物質に該当しないこととなった場合であっても、当該記録等を作成した日から30年間保存しなければならないという改正が予定されています。そのため、一度でも発がん性物質に指定されると、現場には大変な負担が生じることとなります。</p> <p>一方で、ステアリン酸ナトリウム及びリン酸トリフェニルがリスクアセスメン</p>	<p>国の行うGHS分類結果は、分類作業終了後の確認等を行ったうえで、分類を行った翌年度に独立行政法人製品評価技術基盤機構が運営する「NITE化学物質総合情報提供システム(NITE—CHRI P)」及び「GHS総合情報提供サイト」において公表されることになっており、このタイミングで分類結果が確定することとなります。</p> <p>このため、本告示が施行される時点（令和10年4月1日時点）での最新の国が行うGHS分類結果は令和8年度の分類結果になることから、令和9年3月31日までに区分1に該当しないと分類されたものを除く規定としたものです。</p> <p>がん原性物質の削除に当たっては、既に適用されている物質については、国が行うGHS分類結果の公表後に本告示を改正し、告示日に削除を適用する予定としている一方で、未適用の物質については、本改正により当該物質の適用期日に適用されないよう規定しています。</p>

<p>ト対象物から削除された際と同様に、がん原性物質の対象から除外される場合には、供給者側・取扱者側のいずれにおいても、特段の準備期間を要しないものと考えられます。</p> <p>つきましては、現場の負担を軽減するためにも、発がん性区分が区分1に該当しないと判断された時点で速やかに公表及び除外手続きを進めていただき、令和7年度告示適用日前、すなわち令和10年3月31日までに区分1に該当しないと確定した物質については、がん原性物質の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>参考までに、食品製造や外食産業にかかわる従業員は約500万人います。特に外食産業では閉店や新規開店も多く、従業員の入れ替わりも多くなります。これらの産業で使われる該当する洗剤等の使用記録を30年間保存し続けることになると、想像を絶する負担となることをご理解いただき、区分1に該当しないと確定した物質については速やかにがん原性物質の対象から除外していただくようお願い申し上げます。</p>	
--	--